

令和7年6月13日

総務大臣
村上誠一郎 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁

答 申 書

令和7年4月23日付け諮問第3196号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 令和7年4月24日（木）から同年5月23日（金）まで意見募集を行った結果、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案に対する意見は無かった。

以上